

平成23年9月14日

電波法施行規則、無線局免許手続規則、無線設備規則及び特定無線設備の
技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案並びに二・五G
Hz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針及び三・九世代移
動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針の各一部を
改正する告示案について
(平成23年9月14日 諮問第25号)

[携帯無線通信の中継を行う無線局に関する制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(原田課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

(中越課長補佐、松元係長)

電話：03-5253-5893

電波法施行規則、無線局免許手続規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案並びに二・五 GHz 帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針及び三・九世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針の各一部を改正する告示案について

～携帯無線通信の中継を行う無線局に関する制度整備～

1 諮問の背景

携帯電話の普及に伴い、屋外のみならず自宅や店舗等の屋内でも良好な電波状態で携帯電話を利用したいとのニーズが高まっている。このため、携帯電話事業者は、通話エリア改善に向けて、基地局の増設に加え、既存の基地局及び陸上移動局（端末）の電波を中継・増幅する装置である「携帯無線通信の中継を行う無線局」（「陸上移動中継局」及び「陸上移動局（中継を行うもの。いわゆる『小電力レピータ』）」）を設置しているところ。

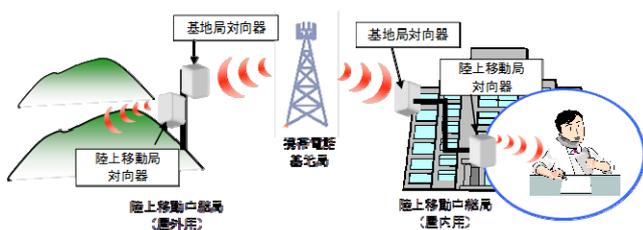
現在、携帯無線通信の中継を行う無線局の技術基準は、基地局及び陸上移動局（端末）と同様に、同一通信方式ごとに規定されている。このため、既存世代（例：第 3 世代）の移動通信システム用として設置された携帯無線通信の中継を行う無線局のうち、非再生中継かつ共通増幅を行うものについては、機能的には新世代（例：第 3.9 世代）以降の移動通信システムの電波も中継・増幅することができるものの、新世代のシステム導入の際には、新たに技術基準を策定する必要がある。

今後の新技術導入にも円滑に対応していくためには、通信方式によらない携帯無線通信の中継を行う無線局としての技術基準を新たに策定することにより、現在運用中の既存の携帯無線通信の中継を行う無線局であっても、当該技術基準を満たせば、新技術を含む複数の通信方式の電波の中継・増幅が可能となるようにすることが適当である。

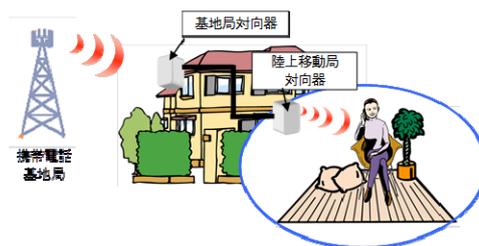
これらの状況を踏まえ、平成 21 年 12 月より、情報通信審議会において携帯無線通信の中継を行う無線局の技術的条件について審議が開始され、本年 5 月に携帯無線通信の中継を行う無線局の技術的条件について答申を受けたところである。

今般、同答申を踏まえ、携帯無線通信の中継を行う無線局の技術基準等を定めるため、電波法施行規則、無線局免許手続規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部と関連する告示の一部をそれぞれ改正するものである。

・ 陸上移動中継局の利用形態



・ 小電力レピータの利用形態



2 改正省令案等の概要（詳細は別紙参照）

符号分割多元接続方式携帯無線通信、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信（周波数分割複信方式）に関して、通信方式によらない「携帯無線通信の中継を行う無線局」としての制度整備のために、次の規定を一部改正すること

(1) 電波法施行規則

- ア 特定無線局の無線設備の規格（第 15 条の 3）
- イ 簡易な操作（第 33 条）

(2) 無線局免許手続規則

- 申請手続の簡略（第 15 条の 2 の 2）

(3) 無線設備規則

- ア 空中線電力の許容偏差（第 14 条）
- イ 副次的に発する電波等の限度（第 24 条）
- ウ 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件（第 49 条の 6、第 49 条の 6 の 3 から第 49 条の 6 の 5 まで及び第 49 条の 6 の 9）
- エ 送信装置の条件（第 57 条の 3）
- オ 周波数の許容偏差（別表第 1 号）
- カ 占有周波数帯幅の許容値（別表第 2 号）
- キ スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値（別表第 3 号）
- ク 附則（施行期日・経過措置）

(4) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

- ア 特定無線設備等（第 2 条）
- イ 技術基準適合証明のための審査（別表第 1 号）

(5) 二・五 GHz 帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針（平成 19 年総務省

告示第 457 号)

(【根拠法令】電波法第 27 条の 12)

(6) 三・九世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針(平成 21 年総務省告示第 248 号)

(【根拠法令】電波法第 27 条の 12)

3 施行期日

平成 23 年 9 月 公布(予定)

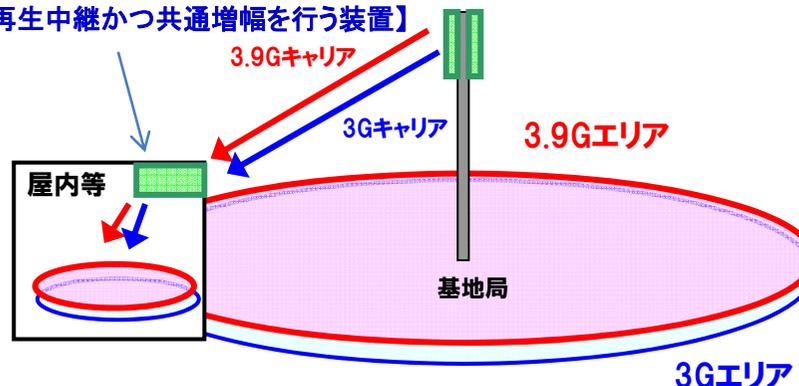
平成 23 年 11 月 1 日 施行(予定)

携帯無線通信の中継を行う無線局の検討

- 通信環境の改善に向け、携帯電話事業者は、新たな基地局増設に加え、既存の基地局及び陸上移動局からの電波を中継・増幅する装置である「携帯無線通信の中継を行う無線局（『陸上移動中継局』及び『陸上移動局である小電力レピータ』）」を設置。
- 他方で、通信サービス高度化のため、事業者は既存世代（例：第3世代）のエリアに重ねる形で新世代（例：3.9世代）サービスを展開。
- 既存世代システム用に設置された陸上移動中継局等は、新世代システムの電波も中継・増幅可能。

携帯無線通信の中継を行う無線局のイメージ

携帯無線通信の中継を行う無線局
 (3G用の「陸上移動中継局」及び
 「陸上移動局である小電力レピータ」)
【非再生中継かつ共通増幅を行う装置】



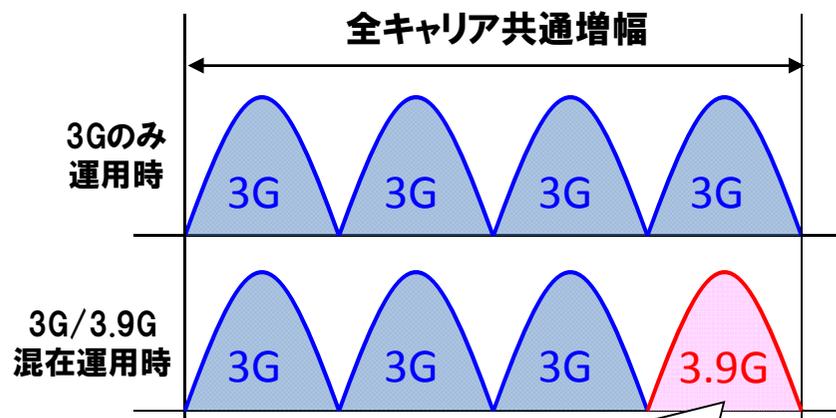
○携帯無線通信の中継を行う無線局の技術基準は、これまで基地局や陸上移動局(端末)と同様、通信方式ごとに規定化

○通信方式によらない形で携帯無線通信の中継を行う無線局の技術基準を策定することで、今後の新技術導入にも円滑に対応可能

○現在運用中の既存の陸上移動中継局等も、新たに策定される技術基準を満たすことで、既存世代や新世代等の複数の通信方式の電波を中継・増幅可能

○これらを踏まえつつ、情通審携帯電話等高度化委員会において技術的検討を実施（干渉検討、技術的条件等）

3G/3.9G混在運用時のキャリア増幅のイメージ



同一周波数にて3G/3.9G混在運用時、中継を行う無線局（既設3G用）は、3.9Gのキャリアも中継・増幅可能

携帯無線通信の中継を行う無線局の技術的条件(抄)

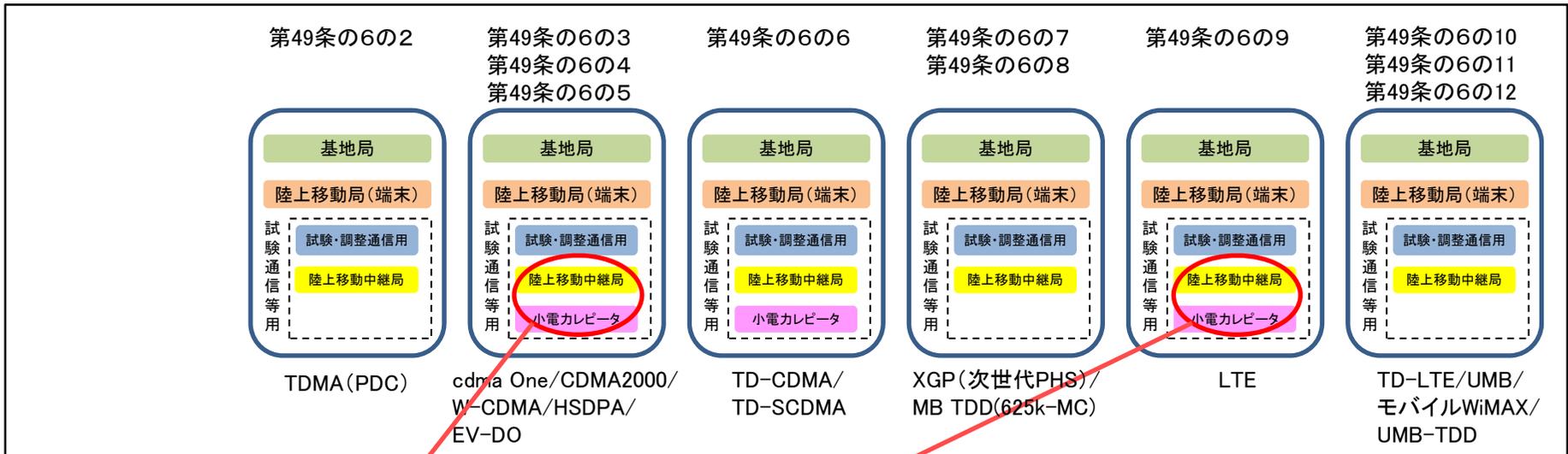
	陸上移動中継局		小電力レピータ	
	下り(移動局対向器)	上り(基地局対向器)	下り(移動局対向器)	上り(基地局対向器)
周波数帯	800MHz帯、1.5GHz帯、1.7GHz帯、2GHz帯		800MHz帯、1.5GHz帯、1.7GHz帯、2GHz帯	
中継方式	非再生中継方式 (対象となるRF信号は、増幅する無線方式の信号)		非再生中継方式 (対象となるRF信号は、増幅する無線方式の信号)	
伝送方式	増幅する無線方式による		増幅する無線方式による	
空中線電力	-		24.0dBm (250mW) 等価等方輻射電力が絶対利得0dBの空中線に250mWの空中線電力を加えた時の値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことが可能。 なお、空中線電力には、給電線損失は含まない。	16.0dBm (40mW)
空中線利得	-		0dBi以下 等価等方輻射電力が絶対利得0dBの空中線に250mWの空中線電力を加えた時の値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことが可能。 なお、空中線電力には、給電線損失は含まない。	9dBi以下
占有周波数帯幅	増幅する無線方式による		増幅する無線方式による	
電波の型式	増幅する無線方式による		増幅する無線方式による	
最大収容可能局数	-		1基地局(=1セル)あたり50局を目安	
スプリアス領域における不要発射の強度	増幅する基地局と同等	増幅する移動局と同等	増幅する基地局と同等	増幅する移動局と同等
帯域外利得	-		割当(送信)周波数帯域端から、 ・5MHz離れ周波数にて利得(増幅度)35dB以下 ・10MHz離れ周波数にて利得(増幅度)20dB以下 ・40MHz離れ周波数にて利得(増幅度)0dB以下	
その他	-		<ul style="list-style-type: none"> 通信の相手方からの電波を受けて自動的に選択される周波数の電波のみを発射すること。 周囲の他の無線局への干渉防止機能(発信防止機能) 	

今後の
予定

○平成23年8月9日～9月7日：関係省令・告示改正案について意見募集
○平成23年9月14日：関係省令改正案について、電波監理審議会 諮問・答申(予定)

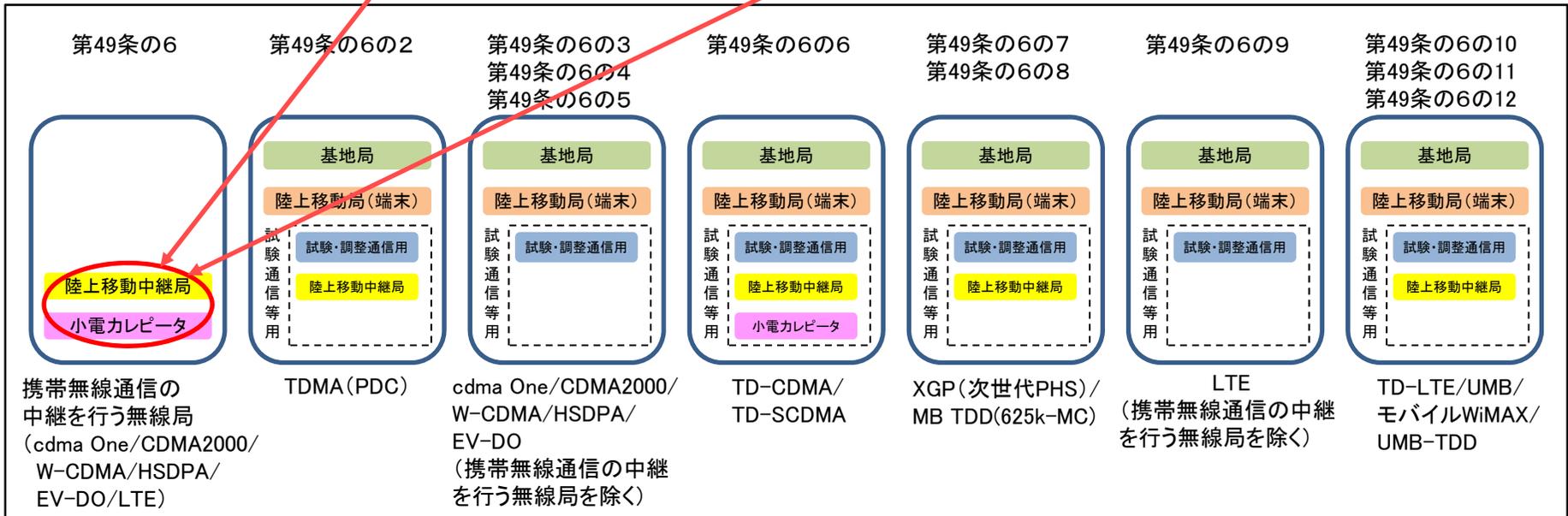
携帯無線通信の中継を行う無線局に係る規定の整理イメージ(無線設備規則の例)

現行



9

改正後



(注) 試験通信等用: ○○方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局
 試験・調整通信用: ○○方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局

携帯無線通信を行う無線局に係る規定の対応関係(設備規則及び証明規則の例)

通信方式 [携帯無線通信を行う無線局]	無線設備規則	特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則 [第2条第1項]	局種等					システム通称
			基地局	陸上移動局(端末)	試験・調整通信用の無線局	陸上移動中継局	陸上移動局(小電力レピータ)	
携帯無線通信の中継を行う無線局	第49条の6	第10号	-	-	-	●	●	携帯無線通信の中継を行う無線局 (cdma One/CDMA2000/W-CDMA/HSDPA (HSPA Evolution/DC-HSDPAを含む)/EV-DO/LTE (FDD))
					試験のための通信等を行う無線局			
時分割多元接続方式	第49条の6の2	第10号の2 第10号の3	●	●	◆	◆	-	TDMA (PDC)
符号分割多元接続方式	第49条の6の3	第11号～ 第11号の2の3	●	●	◆	◇	◇	cdma One/CDMA2000 (800MHz帯)
同上	第49条の6の4	第11号の3～ 第11号の6の5	●	●	◆	◇	◇	CDMA2000 (2GHz帯)/W-CDMA
時分割・符号分割多重方式	第49条の6の5	第11号の7～ 第11号の10の5	●	●	◆	◇	◇	HSDPA (HSPA Evolution/DC-HSDPAを含む)/EV-DO
時分割・符号分割多元接続方式	第49条の6の6	第11号の11～ 第11号の14	●	●	◆	◆	◆	TD-CDMA/TD-SCDMA
時分割・直交周波数分割多元接続方式	第49条の6の7	第11号の15 第11号の16	●	●	◆	◆	-	XGP (次世代PHS)
時分割・周波数分割多元接続方式	第49条の6の8	第11号の17 第11号の18	●	●	◆	◆	-	MB TDD (625k-MC)
シングルキャリア周波数分割多元接続方式 (周波数分割複信方式)	第49条の6の9	第11号の19～ 第11号の20の3	●	●	◆	◇	◇	LTE
シングルキャリア周波数分割多元接続方式 (時分割複信方式)	第49条の6の10	第11号の21 第11号の22	●	●	◆	◆	-	TD-LTE
直交周波数分割多元接続方式(周波数分割複信方式)	第49条の6の11	第11号の23 第11号の24	●	●	◆	◆	-	UMB
直交周波数分割多元接続方式(時分割複信方式)	第49条の6の12	第11号の25～ 第11号の28	●	●	◆	◆	-	モバイルWiMAX/UMB-TDD

通信方式によらない「携帯無線通信の中継を行う無線局」の技術基準として集約

(注) 斜体字は、2GHz帯TDD方式の技術基準を示す。試験のための通信等を行う無線局：○方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局
試験・調整通信用の無線局：○方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局 ○◇：現行(改正前)、●◆：改正後

平成 23 年 9 月 14 日

207.5MHz以上222MHz以下の周波数を使用する移動受信用地上基幹放送局
の予備免許について
(平成 23 年 9 月 14 日 諮問第 26 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(原田課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局地上放送課

(佐藤課長補佐、竹村係長)

電話：03-5253-5793

207.5MHz以上222MHz以下の周波数を使用する移動受信用地上基幹放送局の予備免許について

207.5MHz以上222MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する計画(以下「開設計画」という。)に係る認定開設者(※)から電波法(昭和25年法律第131号)第6条の規定に基づく無線局開設の申請がなされたもの。

※ 電波法第27条の14第3項に規定される開設計画に係る特定基地局を開設する者をいう。

1 申請概要

(1) 申請者

(株)ジャパン・モバイルキャスティング(代表取締役社長 永松 則行)

(2) 申請の概要

ア 運用開始の予定期日

平成24年4月1日

イ 希望する周波数及び空中線電力

214.714286MHz 25kw

ウ 無線設備の設置場所

送信所: 東京都墨田区押上1-1-2 東京スカイツリー内

演奏所: 東京都港区赤坂9-7-1 東京ミッドタウン内

2 申請にいたるまでの経緯

ハード申請に係る経緯

平成22年

5月6日 開設計画に係る認定申請の受付を開始(6月7日締め切り。(株)マルチメディア放送及びメディアフロージャパン企画(株)の2者から申請)。

9月9日 電波監理審議会の答申(9月8日)を受け、(株)マルチメディア放送(現(株)mmbi)を認定開設者として、開設計画を認定。

12月17日 (株)ジャパン・モバイルキャスティングから(株)マルチメディア放送(現(株)mmbi)の認定開設者の地位の承継についての許可申請を受理。

平成23年

2月16日 (株)ジャパン・モバイルキャスティングに対し、開設計画に係る認定開設者の地位の承継を許可。

(参考) ソフト申請に係る経緯

7月13日 V-High マルチメディア放送を行う移動受信用地上基幹放送の業務の認定(ソフト認定)に

係る制度整備案等について電波監理審議会に諮問、答申。

7月24日 東北3県を除く地域で地上アナログテレビジョン放送が終了。

7月28日 ハード申請受付開始

7月28日 ソフト認定申請受付期間の公示

8月3日 ソフト認定申請受付開始（～9月2日）

8月4日 参入希望者向け説明会の開催

8月24日 墨田局の無線局免許申請を受理

9月1日 (株)mmbi からソフト認定申請を受理

3 審査

申請内容について、「電波法」、「放送法」、「基幹放送局の開設の根本的基準」、「電波法関係審査基準」及び「放送法関係審査基準」に規定する基準に適合していると認められる。

<主な審査項目>

(1) 経理的基礎の有無

申請者の資本及び申請者への出資の額並びに事業収支見積りから見て、業務を維持するに足りる経理的基礎を有していると認められる。

なお、仮にソフト事業者が規定数に満たない状態になったとしても、関係会社からの融資枠の設定がなされており、免許期間中において業務を継続できるだけの資金の裏付けを有している

(2) 特定基地局の開設指針適合性

総務大臣による認定を受けた開設計画に沿った事業計画及び特定基地局の整備計画による申請がなされており、特定基地局の開設指針にも適合しているものと認められる。

(3) 技術審査

工事設計の技術基準への適合性、周波数割当の可能性、業務を維持するに足りる技術的能力の有無及び基幹放送局の開設の根本的基準への適合性を有しているものと認められる。

なお、当該無線局の開設により、東北3県（岩手県、宮城県及び福島県）で行われている地上アナログテレビジョン放送の受信者のうち、福島県の受信者への影響については、申請者において、相談窓口の設置、周知広報の実施及び対策工事等の対策を実施する予定であることから、「申請書記載のとおり、墨田局の設置について生じる福島県における地上アナログ放送の受信者への影響については、相談窓口の設置、周知広報の実施及び対策工事等の対策を実施すること」の旨の附款を付すこととする。

4 参考

本諮問事案である、墨田局（親局）のほか、2012年4月サービス開始に向け、当面以下の12局の中継局開設を計画しており、順次申請予定。

開設地域	中継局名
関東	横浜（神奈川県）、佐原（千葉県）
東海	名古屋、豊橋（愛知県）、津（三重県）
近畿	京都（京都府）、大阪（大阪府）、三木（兵庫県）
中国	広島（広島県）
九州	福岡、北九州（福岡県）
沖縄	那覇（沖縄県）

(株)ジャパン・モバイルキャストィングの概要

会社の概要

- (1) 本社 東京都港区赤坂9-7-1
- (2) 設立 平成23年1月11日
- (3) 資本金 15億円

- (4) 主な業務
携帯端末向けマルチメディア放送の受託放送事業に関わる設備構築・運用

- (5) 主な出資者
株式会社mm b i (100%子会社)

- (6) 主な役員 ((常)は常勤、兼は兼職を示す。)
代取締役社長(常) 永松 則行(兼 エヌ・ティ・ティ・ドコモフロンティアサービス部
担当部長)
取締役(常) 金井 博美(兼 エヌ・ティ・ティ・ドコモフロンティアサービス部
担当部長)
取締役 石川 昌行(兼 エヌ・ティ・ティ・ドコモフロンティアサービス部
担当部長)
監査役 飯野 達哉(兼 エヌ・ティ・ティ・ドコモIR部担当部長)

- (7) その他
平成23年2月16日に株式会社mmbiより認定開設者の地位を承継。

平成23年9月14日

よさこいケーブルネット株式会社及びテレビせとうち株式会社を当事者とした再放送同意に関する裁定処分に係る異議申立ての付議について
(平成23年9月14日 付議第2号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(原田課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

付議内容について

総務省情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室

(北神課長補佐)

電話：03-5253-5809

よさこいケーブルネット株式会社及びテレビせ
とうち株式会社を当事者とした再放送同意に関
する裁定処分に係る異議申立ての付議について



1 異議申立年月日：平成23年7月21日（平成23年8月4日 異議申立書の補正を受理）

2 異議申立人：よさこいケーブルネット株式会社

3 異議申立てに係る処分：

高知県の有線テレビジョン放送事業者であるよさこいケーブルネット株式会社からの旧有線テレビジョン放送法第13条第3項の規定に基づく裁定申請について、申請者に対して総務大臣が平成23年6月21日付け総情域第82号をもって行った裁定処分

4 異議申立ての趣旨及び理由：

異議申立てに係る裁定処分は、旧有線テレビジョン放送法第13条第5項の「正当な理由」の解釈適用を誤り、同条項に違反して、同意をすべき旨の裁定をしなかった点で、違法不当であるため、異議申立てに係る裁定処分を取消し、再放送同意をすべき旨の裁定処分を求めるもの。

注1：旧有線テレビジョン放送法（平成23年6月30日廃止）の規定

有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者の同意を得なければ、そのテレビジョン放送を受信し、これらを再送信してはならない（旧有線テレビジョン放送法第13条第2項）。ただし、放送事業者に対し、再送信の同意につき協議を求めたが、その協議が調わず、又はその協議をすることができないときは、総務大臣の裁定を申請することができる（同法第13条第3項）。総務大臣は、放送事業者がそのテレビジョン放送の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をする（同法第13条第5項）。

注2：注1の旧有線テレビジョン放送法第13条第5項の規定による再送信の同意に係る裁定は、改正放送法（平成23年6月30日施行）附則第5条第5項の規定により、放送法第144条第3項の規定による再放送の同意に係る裁定とみなされている。

区域外再放送の概要

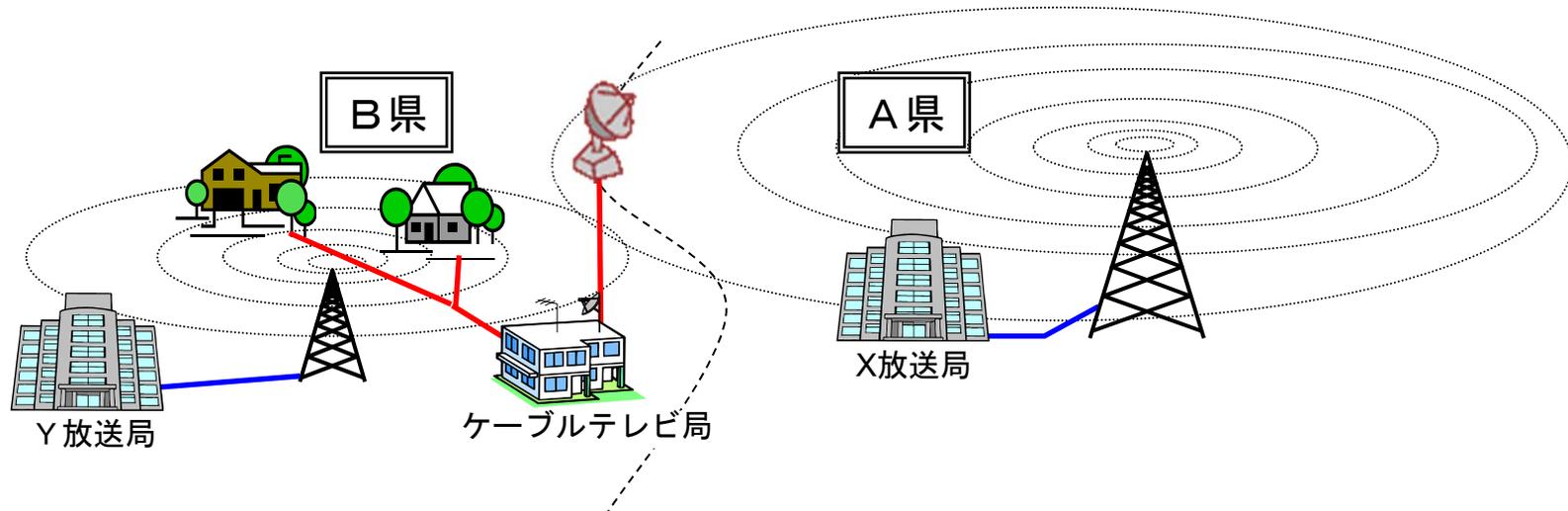


- 区域外再放送とは、地上波の放送局の放送対象地域外で、ケーブルテレビ事業者が当該放送局の放送を再放送すること。
- 放送番組が一部カットして放送される場合など、「放送事業者の番組編集上の意図」がその意に反し、害され又は歪曲されないことを担保するという趣旨から、ケーブルテレビ事業者は、放送局の放送を受信し、再放送するに当たっては、放送事業者の同意を得ることが必要。

(放送法第11条)

◇区域外再放送のイメージ

： A県を放送対象地域とするX放送局の放送を、ケーブルテレビ局が受信してB県内の世帯に再放送。



裁定申請から異議申立てまでの経緯について



(平成22年)

- 6月24日:裁定申請。

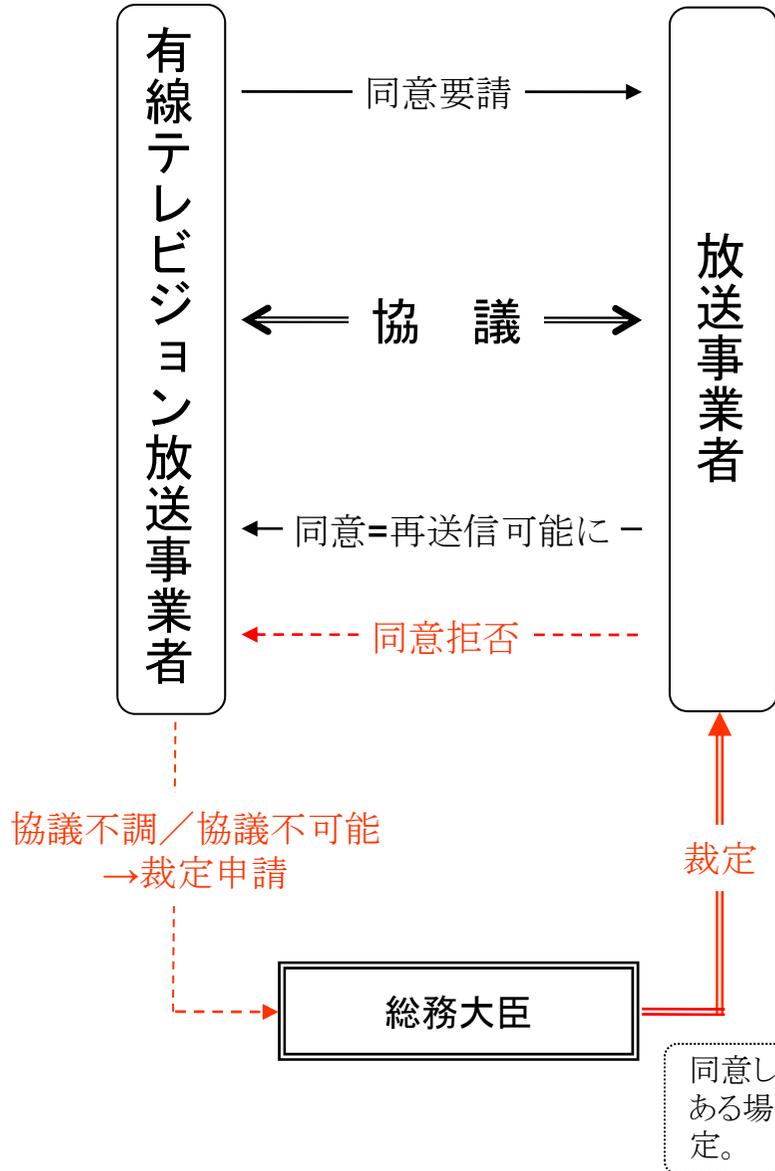
(平成23年)

- 2月28日:旧有線テレビジョン放送法第13条第4項に基づき、テレビせとうち株式会社に意見書の提出を要請。
- 3月18日:テレビせとうち株式会社が意見書を提出。
- 4月7日:情報通信行政・郵政行政審議会有線放送部会第5回会合を開催。
 - ・旧有線テレビジョン放送法第26条の2に基づき、裁定について諮問。
 - ・裁定申請者(よさこいケーブルネット株式会社)及び裁定対象者(テレビせとうち株式会社)から意見聴取。
 - ・諮問に対する今後の進め方について意見交換。
- 4月21日:情報通信行政・郵政行政審議会有線放送部会第6回会合を開催。
 - ・答申骨子案について議論。
- 5月18日:情報通信行政・郵政行政審議会有線放送部会第7回会合を開催。
 - ・答申案について議論。
- 5月27日:情報通信行政・郵政行政審議会有線放送部会第8回会合を開催。
 - ・答申案について議論。
- 6月3日:情報通信行政・郵政行政審議会有線放送部会第9回会合を開催。
 - ・答申案について議論。
- 6月10日:情報通信行政・郵政行政審議会有線放送部会第10回会合を開催。
 - ・答申案について議論。
- 6月15日:情報通信行政・郵政行政審議会有線放送部会第11回会合を開催。
 - ・答申案について議論。
- 6月20日:情報通信行政・郵政行政審議会有線放送部会第12回会合を開催。
 - ・答申案について議論し、答申。
- 6月21日:答申を踏まえ裁定。
- 7月21日:異議申立ての提起。
- 8月4日:異議申立書の補正を受理。

再送信同意に関する規定



よさこいケーブルネット株式会社に対する総務大臣の裁定は、旧有線テレビジョン放送法の規定に基づき行われたものであるため、旧有線テレビジョン放送法の規定を掲載。



○旧有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）
第13条（略）

- 2 有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者（放送法第2条第3号の4に規定する受託放送事業者を除く。以下この条において同じ。）又は電気通信役務利用放送事業者（電気通信役務利用放送法第2条第3項に規定する電気通信役務利用放送事業者をいう。以下この条において同じ。）の同意を得なければ、そのテレビジョン放送若しくはテレビジョン多重放送（委託して行わせるもの及び電波法（昭和25年法律第131号）第5条第5項に規定する受信障害対策中継放送をする無線局の免許を受けた者が受信して再送信するものを含む。以下この条において同じ。）又は電気通信役務利用放送を受信し、これらを再送信してはならない。ただし、前項の規定により有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者がテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を再送信するときは、この限りでない。
- 3 有線テレビジョン放送事業者（有線テレビジョン放送事業者となろうとする者を含む。）は、放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者に対し、前項本文の同意（以下単に「同意」という。）につき協議を求めたが、その協議が調わず、又はその協議をすることができないときは、総務大臣の裁定を申請することができる。
- 4 総務大臣は、前項の規定による裁定の申請があったときは、その旨を当該申請に係る放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者に通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。
- 5 総務大臣は、前項の放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者がそのテレビジョン放送若しくはテレビジョン多重放送又は電気通信役務利用放送の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとする。
- 6～8（略）

同意しないことにつき正当な理由がある場合を除き、同意すべき旨を裁定。

※旧有線テレビジョン放送法第13条の規定は、改正放送法（平成23年6月30日施行）第11条、第144条第1項、第2項、第3項に同等の規定がある。

「再送信同意」に係るガイドラインの概要(平成20年4月策定)



○ 協議の手續に関する具体的な留意事項等を明らかにするとともに、有テレ法第13条第5項に関し、放送事業者等が「再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合」について、原則次のとおりとすることとした。

1 放送番組の同一性やチャンネルイメージの確保に関わる次のいずれかの場合(従来の「5基準」と同じ)

- ① 意に反して、放送番組が一部カットして有線放送される場合
- ② 意に反して、異時再送信される場合
- ③ 当該チャンネルで別の番組の有線放送を行い、放送事業者等の放送番組か他の番組か混乱が生じる場合
- ④ 有線テレビジョン放送事業者としての適格性に問題がある場合
- ⑤ 良質な再送信が期待できない場合

2 区域外再送信の場合には、放送事業者等の「番組編集上の意図」である「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が、「受信者の利益」を考慮して、許容範囲内(受忍限度内)にあるとは言えない場合

- 「地域間の関連性」については、通勤等の人の移動状況等地域間における交流状況等に基づき個別判断。
- 少なくとも、放送対象地域の隣接市町村での再送信は、再送信の同意をしない「正当な理由」には該当しないこと等を例示。

(その他)

- 過去適法に同意が得られた再送信については、地域間の関連性が低い場合であっても、「受信者の利益」を適切に保護する観点から、放送のデジタル化等メディア環境の変化を踏まえ、一定期間の経過措置。
- 地元放送事業者等の経営に与える影響等は、地元同意の有無を含め、「正当な理由」の判断に関して考慮されないこと。



裁定申請の概要

(1) 申請日

平成22年6月24日

(2) 申請者及び申請に係る放送事業者

高知県の有線テレビジョン放送事業者「よさこいケーブルネット株式会社」が、「テレビせとうち株式会社」(テレビ東京系)の放送の再送信同意に係る総務大臣の裁定を申請。

有線テレビジョン放送事業者(裁定申請者)		申請に係る放送事業者	
事業者名	業務区域	事業者名	放送対象地域
よさこいケーブルネット株式会社	高知県須崎市、土佐市	テレビせとうち株式会社	岡山県、香川県

(3) 再送信しようとするテレビジョン放送

テレビせとうち株式会社所属西讃岐テレビジョン中継局の放送

(4) 裁定申請の理由

再送信同意について協議が不調のため



・テレビせとうち株式会社の放送の再送信について、同意をしない正当な理由があると認められるため、同意すべきとは認められない旨裁定。

	テレビせとうち株式会社の主な主張	判断
1	<ul style="list-style-type: none"> 再送信により、「放送の地域性に係る意図」が侵害される。 	<p>（「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度） 区域外再送信を実施した場合、一定程度の「放送の地域性に係る意図」の侵害が認められる。</p> <p>（受信者の利益の程度） テレビせとうち株式会社の放送対象地域と申請者の業務区域との間の人・物等の交流状況等（通勤・通学等人の移動状況は極めて小さい、経済的取引状況は極めて小さい、電波のスピルオーバーはない、視聴習慣・視聴実態はない）から、「受信者が自らの生活等に必要な地域情報を取得」の観点からみた受信者の利益は極めて小さい。</p> <p>（比較衡量） 受信者の利益が極めて小さいため、「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が受忍限度内にあるとは言えず、再送信に同意をしない正当な理由と認められる。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の販売収入が大幅に減少する。 	<ul style="list-style-type: none"> 放送事業者の番組編集上の意図と関わるものではなく、再送信に同意をしない正当な理由とは認められない。

当事者の所在地

